

令和 2 年 6 月 22 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04107

研究課題名(和文) 国際移民の市民権リベラル化に関する国際比較研究

研究課題名(英文) A Comparative Study on Liberalisation of Citizenship on International Migrants

研究代表者

樽本 英樹 (Tarumoto, Hideki)

早稲田大学・文学大学院・教授

研究者番号：50271705

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：「国際移民による国民国家への挑戦」の観点から移民・外国人に関する市民権制度の変容をリベラル化の観点から考察していった。まずはリベラル化が進んでいる国がある一方、それに抗している国もあるというようにばらつきが確認された。このようなリベラル化/反リベラル化のメカニズムはどのようなものだろうか。市民権制度を重国籍の扱いに絞って考察した結果、重国籍を容認するロジックには少なくとも4つ存在することがわかった。その4つとは、(1) 相互的承認 (2) 統合の手段 (3) 功利的解決 (4) 超国家アイデンティティである。そのどれも満たしていない場合、市民権の反リベラル化的傾向が残存する可能性が高い。

研究成果の学術的意義や社会的意義

重国籍という限られて視角ではあるものの、市民権のリベラル化に関するメカニズムを明らかにできたことは、「国民国家への挑戦」研究を学術的に推進させることになった。このことは、現在世界的に進んでいる市民権のリベラル化をさらに深化させるためにはどうしたらよいかといった社会的意義を持ち、さらに、現在リベラル化からほど遠い国、たとえば日本がいかに外国人・移民を社会統合すればよいのかについても、社会的示唆を与えている結果となっている。

研究成果の概要(英文)：This research project focuses on the "challenge to the nation-state" from the angle of liberalisation of the citizenship institution. Firstly, it was found that while some countries experienced the citizenship liberalisation, others have been resistant to it. Secondly, this research project approached mechanisms of the citizenship liberalisation. In terms of multiple citizenship, there are at least four logics for tolerance towards multiple citizenship: (1) reciprocal recognition; (2) means of integration; (3) utilitarian solution; and (4) supranational identity. If the state fails to adopt any logic, its citizenship institution is very likely to stay far from liberalisation.

研究分野：国際社会学

キーワード：国際移民 市民権 社会変動

1. 研究開始当初の背景

戦後国際人口移動の活発化の結果、先進諸国へ異なる文化を持ったエスニック・マイノリティが移民として流入し、様々な社会問題が生じている。それら諸問題は「国民国家」という枠組みがどこまで有効なのかという極めて切実な問いを提示している。しかし、「国民国家という枠組みへの懐疑」が具体的にいかなる問題なのかという点に関しては、意外なほど明らかではない。

1980年代終わりから、マクロ的志向を持つ国際移動論・エスニシティ論研究者はこの「懐疑」を「国際移民による『国民国家への挑戦』が生じているのかどうか」という問題に定式化して論争してきた。具体的には、「国民国家への挑戦」は以下の2つの観点で議論されている。第1に、出入国管理に関わる主権への挑戦（「国家主権への挑戦」）。すなわち、グローバル化のために国家による移民管理がうまくいかなくなっているのではないかと、国家主権は衰退しているのではないかとという観点。第2に、単一均質なメンバーシップとしての市民権への挑戦（「ナショナル市民権への挑戦」）。すなわち、市民権の国民国家モデルに対して市民権の新しいモデルが安定的な代替案として出現してきたのではないかとという観点。

この論争にはいまだ決着がついていない。議論を進展させるためには新たな視角の導入が望まれる時期にきている。

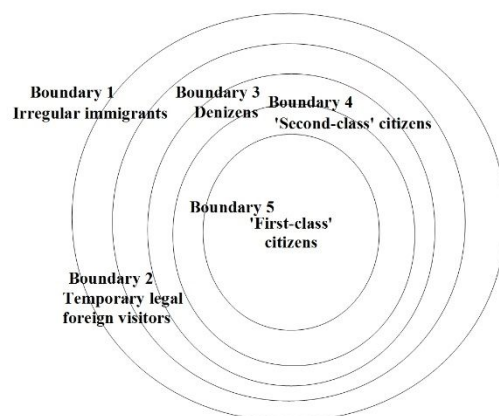
2. 研究の目的

「国際移民による国民国家への挑戦」論争は、グローバルな環境の急激な変容のため新たな視角からの検討を必要としている。本研究は、国際比較の観点から移民に関わる市民権制度の変容を探究することを目指し、さらにその探究を国際移民に関する市民権制度のリベラル化の観点から行うことである。具体的には以下の研究目的を設定した。第1に、欧米諸国だけでなくアジア諸国にも焦点を合わせリベラル化の傾向が現れているのか検討すること。第2に、市民権制度のリベラル化が現出する、または抑止される社会的・経済的・政治的諸要因を特定し、リベラル化のメカニズムを理論的・実証的に説明すること。

3. 研究の方法

市民権制度の変容と社会統合との関係を探るため、次の4つの段階を踏んだ。第1に、既存研究のサーベイを集中的に実施し、ヨーロッパ諸国に対する理論化が適切かどうかを批判的に検証した。第2に、欧米諸国における近年の市民権制度変容の状況をも把握し、実証的な適切性を検証した。第3に、市民権制度のリベラル化の状況を、文献資料などを用いて把握した。最後に、市民権制度のリベラル化および反リベラル化を実証的に説明しようとした。

4. 研究成果



まずは国際移民と市民権に関する基礎的な知識として、市民権の重層的性格を再度検討した。市民権は国際移民によって「諸権利の権利」の性格を持ち、ホスト社会で滞在するための様々な便益を供給すると同時に、アイデンティティの側面もある。一方国家などの機関および制度は、国際移民に段階的な市民権的地位を与えて社会秩序を維持しようとしている。その結果、5つの主要な境界が形成される。

以上の基礎的理解をおさえた上で複数の視角から国際移民に関する市民権制度のリベラル化を分析した結果、以下のように理解できることがわかった。

第1に、西側先進諸国のひとつとして英国を取りあげ、移民・外国人に対する排外主義の解決や緩和のために、どのような市民権的な社会規範や政策枠組みを構築すればよいのかという問いを立てた。英国は、第二次世界大戦後大規模な新英連邦移民の流入し、その移民たちをめぐる様々な排外主義的問題に対処するため「人種関係パラダイム」に基づいて比較的リベラルな多文化市民権を採用してきた。法制度的には人種関係法を数度にわたって整備することで人種差別などの生起を抑えようとしてきたのである。ここでも前提は諸問題が人種を根拠とした集団間関係の中で生じるというものであった。しかしこの人種関係パラダイムは、移民の「超多様性」や極右政党の台頭などの排外主義、およびマイノリティによる過激主義によって1990年代以降ゆらぎを経験している。そのようなゆらぎに対応するため、英国の多文化市民権はリベラルな包摂性を回復すべく、コミュニティ結合、宗教の編入、間文化主義といった修正案ないしは代替案に直面している。特に、ムスリム移民をめぐる問題への対処のため宗教を人種関係パラダイムの中に包摂しようとしてきたことは特筆に値する。

次に、欧米諸国との比較としてアジア諸国の市民権のリベラル化を考えるために日本に着目した。よく知られているように日本における移民・外国人の市民権は国家レベルではリベラル化と言にくい状況が続いている。しかし一方、ローカルレベルでは事実上のリベラル化を目指す動きが進行している。すなわち、移民・外国人の市民権はローカル・ガバナンスによって一定程度確保されるよう努力がなされている。この理由は、地方自治体が具体的な受益者として外国人住民に対応しなくてはならないという事情のためである。ところがそのローカル・ガバナンスでさえ移民・外国人の市民権確保のために十分とはいえない。どのようなメカニズムが働いているのであろうか。ローカル、ナショナル、グローバルの3つのレベルから考えたとき、リベラル化を志向するローカルレベルや、リベラル化への国際規範的圧力をもたらすグローバル化に対して抑制的傾向を持っていたのはナショナルなレベルの要因であった。そして特に、ナショナルレベルにおいて外国人・移民の市民権を確保・促進に寄与するような政策枠組みが不在であることが、ローカルな市民権政策を形成・執行することはきわめて難しくしていた。その結果、日本においてローカルレベルにおいても移民・外国人の市民権のリベラル化は進まないことになっているのである。

第3に、移民の市民権を制限し反リベラルになっていく政治的な動きとしてポピュリズム政治の展開を検討した。国際比較の観点から見ると、西欧諸国に現れている移民排外的なポピュリスト政党が日本には登場していない。様々なデータ・資料を検討したところ、相対的剥奪やグローバル化の影響などに日本もポピュリズムが現れる一定の条件を満たしていることがわかった。問題はなぜ日本には現れていないかである。そのメカニズムの検討ははまだ検討中であるけれども、政党など日本の政治構造が移民排外的なポピュリズム政党を抑止しているのではないかという仮説が得られている。

第4に、日本における移民外国人労働者政策の検討である。労働者の受け入れとその処遇は市民権のリベラル化を考えるひとつの側面を構成している。国際比較の観点からは多くの国々で移民外国人労働者政策が実施されており、特に単純労働者が導入されている。しかし日本では長い間単純労働者の受け入れは行われていなかった。これが破られたのが2019年4月に実施された入管法の改正であり、在留資格「特定技能」の創出である。ただこの動きをリベラル化と捉えることができるかどうかには疑問符が付される。日本の労働力受け入れは、少子高齢化に伴う労働力不足を補うという産業界からの強い要請に従ったものであり、さらに受け入れる労働者は5年を上限とした一時的滞在しか許されず、さらに技能概念を拡大解釈することによる単純労働力の事実上の受け入れである。各国と比べてこの日本の方向転換は、移民・外国人の技能をめぐる偽装的な政策戦略の展開であり、反リベラルな動きのひとつと理解される。

第5に重国籍である。グローバルな視角をとると、各国は重国籍に対してリベラルになっていく傾向にある。ところがその中で、重国籍に対して寛容とは言えない国も存在する。なぜこのような相違が生まれているのだろうか。この問いに答えるためにまずは重国籍に対してリベラルな国として再び英国に焦点を当てた。英国は重国籍にきわめて寛容な国である。その最も大きな理由は、英国が中世から領主に対する忠誠を軸にして社会を構成してきた国であり、さらに帝国という遺産は市民権を拡張していく傾向を英国に植え付け、現在においてもその政治的枠組みが残存しているからである。しかし一方、第二次大戦後の移民の流入およびそれに伴う諸問題により、寛容性にはゆらぎが出てきている。制度的には重国籍に対する寛容的な態度は残存しているものの、入国制限や滞在制限、また帰化や永住に対する条件の厳格化を通じて、間接的に重国籍を制限する傾向も近年現れている。

最後に、上記の重国籍の研究を複数国に広げることによって、市民権リベラル化のメカニズムを考察していった。まずは、リベラル化が進んでいる国がある一方、リベラル化に抗している国も

あるというように変動にばらつきがあるという事実を確認した。たとえばリベラル化が進んでいると見なされる英国は、新英連邦移民に居住権を含めた市民権を与えてきたことに加え、ムスリム移民を統合するために人種関係法を拡張する形で宗教を根拠とした差別を禁止する法制度を整備してきた。一方、リベラル化に抗している国として日本が挙げられる。日本は、事実上の移民国家であるにもかかわらず政府は移民国家であることを拒否し、中央政府だけでなく地方自治体による外国人の統合政策が十分進んではない。

このようなりベラル化 / 反リベラル化のメカニズムはどのようなものだろうか。重国籍にイシューを絞った場合、重国籍がもたらしうるとされる国家への忠誠の分裂をどのように処理するかが重要となった。ヨーロッパ連合 (EU)、英国、メキシコ、フィリピン、ハンガリー、日本の市民権制度を重国籍の扱いに絞って考察した結果、重国籍を容認するロジックには少なくとも4つ存在することがわかった。その4つとは、(1) 相互的承認 (2) 統合の手段 (3) 功利的解決 (4) 超国家アイデンティティである。各国は4つのロジックのどれかに従うことによって、国家への忠誠の分裂というイシューを軽視することに成功し、重国籍に寛容になっていることがわかる一方、日本はそれらロジックのどれも満たしておらず、重国籍に関して市民権の反リベラル化傾向が残存する結果となっているのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Hideki Tarumoto	4. 巻 8(1)
2. 論文標題 Why Restrictive Refugee Policy Can Be Retained? A Japanese Case	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Migration and Development	6. 最初と最後の頁 7-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://doi.org/10.1080/21632324.2018.1482642	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樽本英樹	4. 巻 9
2. 論文標題 英国における多文化市民権と排外主義 - ヘイトスピーチ規制に着目して（特集 排外主義に抗する社会）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 移民政策研究	6. 最初と最後の頁 22-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 1件／うち国際学会 8件）

1. 発表者名 Hideki Tarumoto
2. 発表標題 The Turning Point to an Immigration Country: A Japanese Case
3. 学会等名 The IISL and RCSL Congress on "Linking Generations for Global Justice," Onati International Institute for the Sociology of Law, Onati, Spain（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hideki Tarumoto
2. 発表標題 How to Become an Immigration Country: A Japanese Case
3. 学会等名 The 2019 Center for Global Asia (CGA) Annual Conference, "Asian Migration," New York University (NYU) Shanghai, Shanghai, China（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 樽本英樹
2. 発表標題 重国籍制度の比較社会学的考察に向けて
3. 学会等名 第92回日本社会学会大会, 東京女子大学, 東京
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 樽本英樹
2. 発表標題 重国籍制度に関する比較社会学的研究 (4) - 英国と重国籍制度
3. 学会等名 第91回日本社会学会大会, 甲南大学, 神戸
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hideki Tarumoto
2. 発表標題 A Socio-Legal Analysis of Multiple Citizenship
3. 学会等名 RCSL-SDJ Lisbon Meeting 2018, Law and Citizenship Beyond The States, ISCTE-IUL, Lisbon, Portugal (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hideki Tarumoto
2. 発表標題 Absence of Anti-Immigrant Populism in Japan
3. 学会等名 XIX ISA World Congress of Sociology, Metro Toronto Convention Centre, Toronto, Canada (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hideki Tarumoto
2. 発表標題 Reconsidering Migration Management from a Socio-Legal Perspective
3. 学会等名 XIX ISA World Congress of Sociology, Metro Toronto Convention Centre, Toronto, Canada (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 樽本英樹
2. 発表標題 「多文化主義の後退」仮説に関する一考察
3. 学会等名 第90回日本社会学会大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Hideki Tarumoto
2. 発表標題 Considering Multiple Nationality from a Citizenship Perspective: A British Case
3. 学会等名 The 15th East Asian Sociologists Network Conference (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Hideki Tarumoto
2. 発表標題 Considering a Mechanism of Migrant Acceptance from a Japanese Case
3. 学会等名 International Meeting on Law and Society, "Walls, Borders, and Bridges: Law and Society in an Inter-Connected World" (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Hideki Tarumoto
2. 発表標題 A Negative Development of Refugee Policy in Japan
3. 学会等名 The Doha Forum (XVII) 2017 (国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 樽本英樹編著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 304
3. 書名 排外主義の国際比較 - 先進諸国における外国人移民の実態	

1. 著者名 Thomas Lacroix and Amandine Desille (eds)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Palgrave Macmillan	5. 総ページ数 243
3. 書名 International Migrations and Local Governance: A Global Perspective (Hideki Tarumoto, The Limits of Local Citizenship in Japan pp.191-213)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----